

第 15 回 郵政改革関係政策会議

日時： 平成 22 年 4 月 28 日（水） 13:30～14:10

場所： 永田町合同庁舎 1 階 共用第 1 会議室

○議題 郵政改革関連法案について

【大塚副大臣挨拶】

皆様お疲れ様でございます。お蔭様で今日で政策会議として 15 回目。各省庁との調整もほぼ終え、今日の政策会議でまたご議論いただいた上で、明後日 30 日には法案を閣議決定して提出をさせていただければと思っている。しかしながら、提出したからといって成立をする保障はないので、GW明け後の国会で十分にご審議いただき、何とか成立させていただきたいと思う。よろしく願い申し上げます。

【大塚副大臣より資料に沿って説明】

【質疑応答】

○ 2 点質問。1 点目は限度額の引上げや、がん保険などの新しいサービスはいつからスタートできるのかという質問。3 月 24 日の大臣談話では、法案成立と併せて新しい限度額に移行すると。成立後速やかにだと思いが、施行までは現行法があり、そうなると政令改正が必要。そのためには郵政民営化委員会の審議を経たり、パブコメ 1 ヶ月を経たりと非常に時間がかかって、現実的には今から準備しないと齟齬をきたすようになるのではないかと思います。それから、がん保険などの新サービスは「法案成立と併せて」などの表現がないわけだが、これまでも副大臣の回答などからすれば、来年の 10 月以降ではないかと思っているが、そこを確認させていただきたい。

2 点目が、施行後の郵政改革推進委員会の役割。これはあくまでも届出に対する勧告や政策の調査審議であるが、これはもう事後規制であると。あくまでも、届出でできるけれども、何か問題があれば、事後的に勧告をするということであって、届出をする前に、この委員会の審議の予断をもって、官庁側がそれをストップするものではないということをは是非確認していただきたい。

(答) (大塚副大臣) まず 1 点目であるが、限度額の引上げについては、「法案の成立後速やかに」というように大臣も発表しているのです。そのように考えている。ただ、「速やかに」

というのは、実際に政令を変えるまでの手続きがありますので、その手続きを国会の審議と並行して行いうるのか、これはなかなか難しい面もあるので、成立をすれば速やかに手続きに入るとというのが現実的だと思っている。

それからがん保険については、第三分野、これの解禁を前提としつつ、しかしながら特に欧米との関係において政治的課題であるというのは周知の事実であるので、そういうことを踏まえた上で判断すると、亀井・原口両大臣の間でコンセンサスができています。ただ、よくご議論いただきたいのは、確かにがん保険というのはできた頃はものすごいマイナーな商品だったが、今や国民の3人に1人は最期はがんと直面すると、こういう時代において、そのことに限定をした保険というのが、果たしてもっと幅広く、様々な保険会社から提供されることがなくていいのか、そういう問題意識を素案の中でも提示をさせていただいたわけであるので、単に、先行している一部の企業の利益の観点から、様々な配慮をすることには到底とどまらない深く大きい問題であるということを是非審議の過程でご指摘をいただきたいと思う。

2点目の推進委員会の役割、これはおっしゃるとおり原則事後制。最も、ここで目的か理念が大変重要になってくるが、会社自信もこの目的と理念を実現する責務を有することになっているので、例えば、そこで行う業務が目的と理念に資さないものを届け出た場合、あるいは行っていた場合、これは政府の諮問によってこの委員会が意見を述べる、意見を述べると政府も会社も尊重しなければならない、尊重しない場合には、政府は勧告ができるわけであるので、そうなるはずとどのような業務であれば目的と理念に資することができるのかというは、一定の内容に収斂をするものだと思っている。つまり、会社の自主性を重んじるというのを終始一貫申し上げており、事前規制はしないかわりに、会社の自主性を重んじて、自主的にこの法律の目的と理念に照らして合理的かあるべき判断を会社自身がするという。実際の競争条件の公平性というのもあり、例えば、全国の2万4千のネットワークを維持するというのは、会社にとっては負担であると同時に、しかし見ようによってはこれはベネフィットであるわけであり、そういうことを考えて、新しい業務の内容について会社自身が自主的に判断していくということである。若干私見が入るが、この改革推進委員会は、第18条に「内閣総理大臣及び総務大臣の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議すること」とあるわけなので、総理大臣や総務大臣が諮問しなくてもすむのが、一番美しい姿だと思っている。

○ 第三分野については政治判断だという理解でよいか。

(答) (大塚副大臣) 私はそのように理解をしている。

○ 30日には閣議決定をし、フィックスしたものが出てくるという理解でよいか。

(答) (大塚副大臣) 結構。

- 是非とも今国会で通るように我々も頑張るが、今後の見通しというのは。

(答) (大塚副大臣) 閣議決定して提出をさせて頂いた後、国会の運びについては、国対のご差配に従ってしっかりとやらせていただきたいと思う。

- 話が戻って恐縮だが、保険の第三分野について、先ほど「解禁を前提としつつ、政治的課題を踏まえて判断する」ということだったと思うが、それは政治的課題についての状況等々を鑑み、第三分野への参入が認められなくなるというような状況はないと思っ
てよいか。

(答) (大塚副大臣) 私自身の権能を超えておりここで断言をできる問題ではないが、ただ、先ほども申し上げたように、例えば、先行しているこのサプライヤーというのは、大変大きな市場シェアを持っているが、考えようによっては独禁法に照らすと、本当にそういうシェアを持っていていいのかという片方ではそういう指摘もある。しかしまた片方では、それは技術的地位や、独占的地位を利用してそういう立場になったのではなくて、自らの営業努力でそうなったという主張をする人たちもおり、欧米もそういう面がある。そういう様々な指摘、両面からの指摘がある中で全体として政治的判断をするということだと思っている。

(長谷川政務官) 他にご質問がなければ、若干早い終わりにさせていただきたいと思う。今まで15回にわたり、色々ご議論いただきありがとうございます。これからは、先ほど申し上げたように金曜日の閣議に法案を提出しようというわけだが、まだ今日・明日作業があるので、今後の運びにつきましては大塚副大臣や私どもに一任をいただければと思うがよろしいか。(出席議員から拍手) 最後に大塚副大臣から一言ご挨拶を。

(大塚副大臣) 本当にありがとうございます。2005年の当時を経験した長谷川政務官や私の立場から申し上げますと、これは自民党という巨大政党が分裂をし、政権交代目前とせまっていた民主党が大惨敗をし、その後自民党が下野するベースとなった政策課題である。そして、日本の社会にとっても大変重要な政策課題でもり、こういう問題について、党内で様々な意見がある中で、こうして最後に一つの結論に至るまでご協力をいただいた皆様に心から感謝を申し上げたいと思う。本当にありがとうございます。

以 上